

「まるごうおさいふプリカ」利用規約

第1条（目的）

本規約は、株式会社丸合（以下「当社」といいます）が発行する電子マネーおよび「まるごうおさいふプリカ」のご利用について規定するもので、「まるごうおさいふプリカ」の利用者（以下「お客様」といいます）は本規約に従ってお取引していただくものとします。

第2条（会員資格）

- (1) 会員とは本規約および個人情報の取扱についてすべて承認の上、当社店舗に所定の入会申込書にて申込みをされ、当社が承認した個人（16歳以上）をいいます。
- (2) 入会は所定の入会申込書に、会員ご本人の住所、氏名、生年月日、性別、電話番号等をすべてご記入いただき、ご本人が申込みをするものとします。その際、ご本人と確認できるもの（運転免許証等）にて、本人確認をさせていただく場合があります。
- (3) 会員は随時退会できますが、店頭にて退会の届出とカードをご返却下さい。退会をされた場合、それまでの電子マネー残高はすべて無効とさせていただきます。

第3条（定義）

本規約における次の用語は、以下のとおり定義するものとします。

- (1) 「まるごうおさいふプリカ」とは、お客様が本規約に従って電子マネーを蓄積し、利用するために必要な機能を備えた、当社が発行するカード（以下「本カード」といいます）をいいます。
- (2) 電子マネーとは、当社の仕様により、本カードを通じて貨幣価値を電子的方法で電子情報に書き換え、蓄積、使用される円を単位とする電子的価値で、当社が所定の方式でお客様に発行するものです。
- (3) まるごうおさいふプリカサービスとは、お客様が当社に対し、物品、サービス、権利、ソフトウェア等の商品（以下「商品等」という）の対価の全部または一部の支払いとして、当社所定の方法により「まるごうおさいふプリカ」にチャージされた電子マネーを利用することで、当社から商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。
- (4) チャージとは、第4条に定める方法により、お客様が「まるごうおさいふプリカ」に電子マネーを加算することをいいます。
- (5) 電子マネー残高とは、お客様が利用可能な電子マネーの金額をいいます。

第4条（チャージ）

お客様は当社店舗に設置された入金機（以下「チャージ機」といいます）にてのみ「まるごうおさいふプリカ」に1,000円単位で繰り返しチャージできるものとします。1回当たりのチャージ額は1,000円以上49,000円までとし、1枚の「まるごうおさいふプリカ」に対して50,000円までチャージできるものとします。また、上記入金額に加えて、次のとおりカードに金額を付与できるものとします（以下、付与する金額を「プレミアム」といいます）。

- (1) チャージ金額に対して1%のプレミアムを付与します。
- (2) 当社のキャンペーン等でおお客様のチャージ金額等に応じてプレミアムを付与する場合があります。

「まるごうおさいふプリカ」利用規約

第5条（まるごうおさいふプリカサービスの利用）

- (1) お客様は当社でまるごうおさいふプリカサービスを利用して商品等の購入または提供を受けることができるものとします。ただし、商品券その他の金券類、はがき、切手、印紙類、その他当社が別途定める一部商品について、利用が制限される場合があります。
- (2) お客様が当社でまるごうおさいふプリカサービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、電子マネー残高から商品購入または提供額合計額を差し引くことにより、金銭にて商品購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じるものとします。
- (3) お客様は当社において、商品等の購入または提供を受ける場合、当社の定める方法により、現金（各種金券を含む）と電子マネーを併用することができるものとします。電子マネー残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、お客様はその不足額を当社が定める方法により、支払うものとします。
- (4) お客様が当社において商品等の購入または提供を受ける場合に、利用できる「まるごうおさいふプリカ」の枚数は1枚に限ります。
- (5) お客様はまるごうおさいふプリカサービスを利用した場合には、交付するレシート等に印字して表示される電子マネー残高を照会し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場で当社に申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、お客様は当該電子マネー残高について誤りがないことを了承したものとします。

第6条（電子マネー残高）

電子マネー残高は、まるごうおさいふプリカサービス利用時のレシート、チャージ機、当社指定のホームページにて照会することができるものとします。電話料金およびインターネット利用代金はお客様のご負担となります。

第7条（「まるごうおさいふプリカ」資格の有効期限、利用資格喪失後の残高取扱）

- (1) お客様は最後にまるごうおさいふプリカサービスを利用した日、または最後にチャージした日から3年後をもって自動的に「まるごうおさいふプリカ」の利用ができなくなります。また、「まるごうおさいふプリカ」は残高の有無によらず無効となり、残高の払い戻しはありません。
- (2) 最後にまるごうおさいふプリカサービスを利用した日、および最後にチャージした日は当社指定のホームページ、本規約末尾に記載のご相談窓口へのお問合せにて照会することができるものとします。電話料金およびインターネット利用代金はお客様のご負担となります。

第8条（電子マネーの合算）

お客様は当社が認めた場合を除き、「まるごうおさいふプリカ」の電子マネーを他の「まるごうおさいふプリカ」に移行することはできないものとします。

第9条（まるごうおさいふプリカサービスの利用ができない場合）

お客様は次のいずれかの場合においては、その期間において、チャージすること、まるごう

「まるごうおさいふプリカ」利用規約

おさいふプリカサービスを利用すること、ならびに電子マネー残高の照会をすることができない事をあらかじめ承諾するものとします。

- (1) 当社がまるごうおさいふプリカサービスを提供するシステムに故障が生じた場合、およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。
- (2) 「まるごうおさいふプリカ」の破損、または当社の機器の故障、停電、その他の事由による使用不能の場合。
- (3) その他やむを得ない事由のある場合。

第 10 条（換金等不可）

第 16 条の場合を除き電子マネーの換金または現金の払戻しはできないものとします。

第 11 条（「まるごうおさいふプリカ」の破損、汚損、磁気不良時の再発行等）

当社が認めて「まるごうおさいふプリカ」が再発行された場合、当社所定の方法で照会された電子マネー残高は再発行された「まるごうおさいふプリカ」に引き継がれるものとします。

第 12 条（「まるごうおさいふプリカ」の紛失、盗難等）

「まるごうおさいふプリカ」の紛失、盗難、その他の事由により電子マネー未使用残高が消失した場合、または第三者に不正使用されたことにより損害が生じた場合であっても、当社の故意または重過失による場合を除き、当社はその責任を負いません。

第 13 条（不正使用等の禁止）

お客様またはお客様が保有する「まるごうおさいふプリカ」が以下のいずれかに該当し、または該当する恐れのある場合、当社は、当社の判断により、「まるごうおさいふプリカ」の利用を中断もしくは終了することができるものとします。

- (1) 不正な手段もしくは当社が推奨しない入手方法にて「まるごうおさいふプリカ」を取得した場合。
- (2) 「まるごうおさいふプリカ」が偽造、変造、改ざんされたものである場合。
- (3) お客様が本規約に違反した場合。
- (4) 警察や裁判所その他行政機関から要請または命令があった場合。
- (5) その他、当社が不適切と判断した場合

第 14 条（当社との紛議）

- (1) お客様がまるごうおさいふプリカサービスを利用して購入または提供を受けた商品等について、返品、瑕疵、欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、お客様と当社との間で解決するものとします。
- (2) 前項の場合においても、お客様は当社に対し電子マネーの利用の取り消し等を求めることはできないものとします。

第 15 条（規約の変更）

- (1) 当社は当社所定の方法により事前にお客様に対して変更内容を告知することで、本規約

「まるごうおさいふプリカ」利用規約

を変更することができるものとします。また、当該告知後、お客様がチャージ、まるごうおさいふプリカサービスを利用した商品等の購入、電子マネー残高の照会をした場合には、当社はお客様が当該変更内容を承諾したものとみなします。

- (2) 前項の告知がなされた後、お客様が「まるごうおさいふプリカ」を使用することなく1ヵ月が経過した場合には、当社はお客様が当該変更内容を承諾したものとみなします。

第16条（まるごうおさいふプリカサービスの終了）

- (1) 当社は次のいずれかの場合にはお客様に対し事前に当社所定の方法で通知することにより、まるごうおさいふプリカサービスを全面的に終了することができるものとします。
- ① 社会情勢の変化
 - ② 法令の改廃
 - ③ その他、当社のやむを得ない都合による場合
- (2) 前項の場合、法令に基づきお客様は当社の定める方法により、電子マネー残高に相当する現金の払戻しを当社に求めることができるものとします。ただし、当社が前項の通知を行ってから2年経過した場合には、お客様は当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。

第17条（制限責任）

第9条に定める理由およびその他の理由により、お客様がまるごうおさいふプリカサービスを利用することができないことで当該お客様に生じた損害等について、当社はその責任を負わないものとします。（当該不利益または損害が当社の故意または重過失による場合を除きます。ただし、逸失利益については、当社はいかなる場合も損害賠償の責任を負わないものとします。）

第18条（業務委託）

当社は本規約に基づくまるごうおさいふプリカサービス運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

第19条（合意管轄裁判所）

お客様は本規約に基づく取引に関して、当社との間に紛争が生じた場合には、当社の本社の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

「まるごうおさいふプリカ」利用規約

[ご相談窓口]

「まるごうおさいふプリカ」に関するお問合せ、ご相談等は下記までご連絡ください。

〈カードに関するお問合せ先〉

株式会社 丸合

〒683-8505 鳥取県米子市東福原2丁目19番48号

TEL : 0800-200-3705 09 : 30~17 : 30 まで (平日)

〈まるごうおさいふプリカ専用ホームページ〉

<http://marugo-card.jp/>